

① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度				・	・	法人名	( )	
資産区分	種類	1						
	用途	2						
	細目	3						
	事業の用に供した年月	4						
取得価額	取得価額又は製作価額	5	外円	外円	外円	外円	外円	外円
	圧縮記帳による積立金計上額	6						
	差引改定取得価額 (5) - (6)	7						
帳簿価額	期末現在の帳簿価額	8						
	期末現在の積立金の額	9						
	積立金の期中取崩額	10						
	改定帳簿価額 (8) - (9) - (10)	11						
定額法による償却額 計算の基礎となる金額 (7)-(7)の100相当額	12							
定算率 法の基 礎によ るな る償 却金 額	改定帳簿価額 (11)	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
	当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外
	前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	16						
	差引計 (13) + (14) + (15) - (16)	17						
耐用年数	年	18	年	年	年	年	年	年
償却率	19							
当期分の償却限度額	算出償却額 (12)又は(17) × (19)	20	円	円	円	円	円	円
	特別償却限度額	21	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)
	前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	22						
	合計 (20) + (21) + (22)	23						
	取得価額の百分の五十五相当額 (7) × $\frac{50}{100}$	24						
	当期償却可能限度額	25						
	当期の通常償却限度額 (23)又は(25)のうち少ない金額)	26						
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	27						
	償却限度額 (26) + (27)	28						
当期償却額	29							
差引	償却不足額 (28) - (29)	30						
	償却超過額 (29) - (28)	31						
償却超過額	前期からの繰越額	32	外	外	外	外	外	外
	当認定期容積金額	33						
	積立金取崩しによるもの	34						
	差引合計翌期への繰越額 (31) + (32) - (33) - (34)	35						
償却不足額	翌期に繰り越すべき償却不足額 ((30) - 33)と(21) + (22)のうち少ない金額)	36						
	当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	37						
	差引翌期への繰越額 (36) - (37)	38						
	翌期額への内訳	平 · · 平 · ·	39					
	当期分不足額	40						
合併等特別償却不足額 (30) - (33)と(21)のうち少ない金額)	41							
備考								

御注意  
租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

## 別表十六（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が取替資産について取替法により償却額を計算する場合に記載します。  
この場合、措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書により記載しますので、御注意ください。  
なお、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載し、添付してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 3 この明細書は、「法人税申告書の記載の手引」の別表十六(一)又は別表十六(二)の相当欄に準じて記載するほか、次により記載します。
  - (1) 減価償却に関する明細書の提出について、令第63条第2項(減価償却に関する明細書の添付)(令第155条の6(個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用))において準用する場合を含みます。)の規定による合計表による場合にもこの表の書式により記載します。この場合、その記載に当たっては、「用途2」から「事業の用に供した年月4」まで、「期末現在の帳簿価額8」から「引当金等の期中取崩額10」まで、「改定帳簿価額13」から「前期から繰り越した償却不足額16」まで、「耐用年数18」、「償却率19」、「翌期への繰越額の内訳」の「39」及び「40」の各欄の記載を要しません。  
(注) 特別償却の対象となった減価償却資産については、措置法第46条及び第68条の30(経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却)並びに第46条の2第1項及び第68条の31第1項(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので御注意ください。
  - (2) 「定率法による償却額計算の基礎となる金額」の「当期償却額14」には、「当期償却額29」の金額から「取り替えた新たな資産に係る損金算入額27」の金額を控除した金額を記載します。
  - (3) 「償却率19」には、耐用年数省令第4条第2項(事業年度が1年未満の場合の償却率)の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により計算した償却率を記載します。なお、耐用年数省令第4条第2項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下3位未満の端数は切り上げます。
  - (4) 「当期分の償却限度額」の各欄は、次により記載します。  
イ 「算出償却額20」には「定額法による償却額計算の基礎となる金額12」の金額又は「定率法による償却額計算の基礎となる金額」の「差引計17」の金額に償却率を乗じた金額を記載しますが、当期の中途で事業の用に供した新たな取替資産については、更にその金額の事業の用に供した日以後の月数(1月末満の端数は、切り上げます。)を乗じ、これを当期の月数で除した金額を記載します。
  - ロ 「特別償却限度額21」には、措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受けようとする場合に記載します。なお、かつて内にはその特別償却の割合を記載し、外書には措置法第52条の3又は第68条の41(準備金方式による特別償却)(震災特例法第17条第5項、第18条第5項、第26条の2第5項又は第26条の3第4項の規定により適用する場合を含みます。)の規定により特別償却準備金として積み立てるとときは、その積立てに係る特別償却限度額を記載します。なお、この外書の金額は、別表十六(八)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期積立限度額」の「当期の特別償却限度額8」へ移記します。
  - ハ 「取り替えた新たな資産に係る損金算入額27」には、当期において使用に耐えられなくなったため取り替えた新たな取替資産の取得価額で損金の額に算入した金額を記載します。
  - (5) 平成18年10月1日前に当該事業年度若しくは連結事業年度前の各事業年度若しくは各連結事業年度において評価換え(平成18年改正前の令第48条第6項第3号(減価償却資産の償却の方法)に規定する改正前評価換え等(以下「改正前評価換え等」といいます。)のうち、平成18年改正前の同項第4号に規定する会社更生等評価換え(以下「会社更生等評価換え」とい

います。)及び平成18年改正前の同項第5号に規定する民事再生等評価換え(以下「改正前民事再生等評価換え」といいます。)以外のものをいいます。)若しくは平成18年改正前の同項第6号に規定する時価評価(以下「改正前時価評価」といいます。)が行われた取替資産又は平成18年10月1日前に当該事業年度若しくは連結事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において会社更生等評価換え若しくは改正前民事再生等評価換えが行われた取替資産についての記載は、次によります。

### イ 定額法による場合

改正前評価換え等又は改正前時価評価によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額5」の外書に記載します。この場合、「差引改定取得価額7」の記載に当たっては、当該外書の金額を「5」に含めて計算します。

### ロ 定率法による場合

改正前評価換え等又は改正前時価評価によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額5」の外書に記載します。この場合、「差引改定取得価額7」の記載に当たっては、当該外書の金額を「5」に含めて計算します。

また、改正前民事再生等評価換え又は改正前時価評価によりその帳簿価額が減額された金額(当該減価償却資産について当該改正前民事再生等評価換えが行われた事業年度若しくは連結事業年度までの間の直前の事業年度若しくは連結事業年度の直前の事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額又は当該改正前時価評価が行われた事業年度若しくは連結事業年度までにした償却の額のうち、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該損金に算入されなかった金額を控除した金額)を「改定帳簿価額13」の外書に記載します。この場合、「差引計17」の記載に当たっては、当該外書の金額を「13」から控除して計算します。

なお、平成18年10月1日以後に当該事業年度若しくは連結事業年度前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期末評価換え等(令第48条第6項第3号(減価償却資産の償却の方法)に規定する評価換え等(以下「評価換え等」といいます。)のうち、同項第4号に規定する期中評価換え等(以下「期中評価換え等」といいます。)以外のものをいいます。)が行われた取替資産又は平成18年10月1日以後に当該事業年度若しくは連結事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において期中評価換え等が行われた取替資産については、上記イ及びロは、「改正前評価換え等又は改正前時価評価」とあるのは、「評価換え等」と、「改正前民事再生等評価換え又は改正前時価評価」とあるのは「令第48条第6項第3号ロ(減価償却資産の償却の方法)に規定する民事再生等評価換え若しくは同号ニに規定する非適格株式交換等時価評価又は同号ハに規定する連結時価評価」と、「当該改正前民事再生等評価換え」とあるのは「当該民事再生等評価換え若しくは非適格株式交換等時価評価」と、「当該改正前時価評価」とあるのは「当該連結時価評価」として記載します。

- (6) 当該取替資産について法第31条第5項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する満たない部分の金額がある場合の記載については、次によります。

### イ 定額法による場合

当該満たない部分の金額を「前期からの繰越額32」の外書に記載します。この場合、「償却不足によるもの33」、「積立金取崩しによるもの34」、「差引合計翌期への繰越額35」の記載に当たっては、当該外書の金額を「32」に含めて計算します。

### ロ 定率法による場合

当該満たない部分の金額を「前期から繰り越した償却超過額15」及び「前期からの繰越額32」の外書に記載します。この場合、「差引計17」の記載に当たっては、当該外書の金額を「15」に含めて計算し、「償却不足によるもの33」、「積立金取崩しによるもの34」、「差引合計翌期への繰越額35」の記載に当たっては、当該外書の金額を「32」に含めて計算します。